

食品添加物「コウジ酸」に関する基準設定に係る薬事・
食品衛生審議会への諮問について

平成14年12月
食品保健部基準課

食品添加物「コウジ酸」に関する基準設定に係る 薬事・食品衛生審議会への諮問について

1. 概要

- コウジ酸は平成7年の食品衛生法改正に伴う既存添加物として、現在、食品添加物としての使用が認められている。
- 今般、既存添加物の安全性確認作業の一環として行われた試験結果を踏まえ、食品添加物安全性等検討委員会より、安全性に懸念を抱かせる知見が報告された。
- よって、本添加物の今後の使用に関する基準について、薬事・食品衛生審議会において審議いただくもの。

2. 今後の予定

平成14年12月19日 毒性・添加物合同部会開催
部会終了時、内容周知のための通知を发出。
パブリックコメント、WTO通報

平成15年4月 食品衛生分科会・答申
食品衛生法第7条に基づく「食品、添加物等の
規格・基準」改正

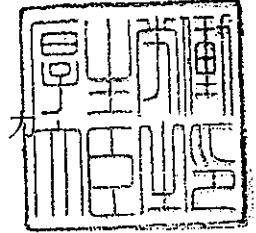


厚生労働省発食第1206001号
平成14年12月6日



薬事・食品衛生審議会
会長 内山 充 殿

厚生労働大臣 坂口



諮問書

食品衛生法（昭和22年法律第233号）第7条第1項の規定に基づき、下記の事項について、貴会の意見を求めます。

記

食品添加物「コウジ酸」に関する基準の設定について